

審議会等の会議結果報告

1 会議名	平成28年度第1回津市防災会議
2 開催日時	平成28年10月31日(月) 午後1時30分から午後2時25分
3 開催場所	津市役所本庁舎8階 大会議室A
4 出席した者の氏名	<p>(出席者)</p> <p>津地方気象台次長 辻川 才太 国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所 事務所長 川村 謙一 三重県津地域防災総合事務所 事務所長 千代世 正人 三重県津建設事務所 副所長兼保全室長 福田 勝許 津警察署 調査官警備課長 小嶋 秀和 津南警察署 警備課長 寺脇 啓文 津市消防団 団長 松島 昇 西日本電信電話株式会社三重支店 災害対策室長 松島 一雄 中部電力株式会社津営業所 所長 小西 文明 東邦ガス株式会社導管部三重センター 中南勢導管課長 平田 肇 三重県津LPガス協議会 会長 飯田 靖之 日本赤十字社三重県支部事務局長 長谷川 智雄 東海旅客鉄道株式会社 津駅 助役 三谷 利美 近畿日本鉄道株式会社 津駅 駅長 西村 利秀 三重交通株式会社乗合営業部中勢営業所 所長 山本 剛澄 一般社団法人三重県トラック協会津支部 事務局 落合 純一 日本通運株式会社津ロジスティクスセンター事業所 所長 木平 豊 国立大学法人三重大学大学院工学研究科 教授 畑中 重光 津市自主防災協議会 会長 渡邊 修三 陸上自衛隊第33普通科連隊第1中隊長 島内 尚一郎 公益社団法人津地区医師会 理事 渡部 泰和 公益社団法人久居一志地区医師会 事務長 濱條 政則 一般社団法人三重県建設業協会津支部 支部長 岩田 直哉 一般社団法人三重県建設業協会一志支部 副支部長 西川 毅 津市水道指定事業者協同組合 専務理事 古谷 貞博 株式会社ZTV取締役営業統括部 部長 坂口 純司 中勢森林組合 代表理事組合長 赤野 利彦 津商工会議所 事務局長兼総務部長 伊藤 研也 津市自治会連合会 会長 生川 介彦 津市婦人会連絡協議会 会長 須山 美智子 津市社会福祉協議会 常務理事 市川 和彦 公益社団法人三重県看護協会 常任理事 若尾 典子 津市障がい者団体連絡協議会 副会長 高鶴 かほる 津商工会議所女性会 副会長 井ノ口 こ乙 津市民生委員児童委員連合会 副会長 丸橋 恒子 津市消防団 津方面団 デージー分団 分団長 櫻川 政子 津市消防団 久居方面団 第11分団 分団長 荒木 明子 津市副市長 青木 泰 津市副市長 益野 明弘 津市上下水道事業管理者 佐治 輝明 津市教育委員会 教育次長 倉田 幸則 津市消防長 中村 光一</p>

	<p>(事務局)</p> <p>危機管理部 部長 永戸 吉朋 危機管理部 次長 野田 浩司 防災室 室長 別府 博 危機管理課 課長 長脇 勝 危機管理課 調整・危機管理担当主幹 豊田 法生 危機管理課 主査 岸江 直彦 危機管理課 主事 小瀬古 健二 危機管理課 主事 田中 竜太</p>
5 内容	<p>(1)津市地域防災計画(風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編)の平成28年度修正(案)について (2)津市地域防災計画修正案に係る意見報告について</p>
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	<p>危機管理部危機管理課危機管理担当 電話番号 059-229-3281 E-mail 229-3281@city.tsu.lg.jp</p>

・議事の内容 下記のとおり

司会(危機管理部長) 本日は御多忙のところ、平成28年度第1回津市防災会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
只今から、平成28年度第1回津市防災会議を開催させていただきます。
本日の会議の司会を務めさせていただきます、危機管理部長の永戸でございます。よろしくお願ひいたします。
それでは、開催にあたりまして、津市防災会議会長であります津市長 前葉 泰幸から御挨拶を申し上げます。

会長(市長) 皆様、こんにちは。
本日は、平成28年度の第1回津市防災会議を開催いたしましたところ、大変お忙しいところ時間をお繰り合わせていただき、御出席を頂きましてありがとうございます。
28年度は、熊本地震で始まり、改めて直下型の地震に対する備えの大切さ、また、いざ発生したときに、どのように災害応急対策を行うか、そして復旧・復興へと繋げるかということについて、明日は我が身という気持ちで絶えず準備しなければならないと感じました。
熊本地震に対しましては、応急危険度判定や環境、さらには被災者支援ということで様々なかたちで職員を派遣いたしました。やはり、現場で見てきたことを地域防災の平素の対策として取り入れなければならないと感じたところです。
そういったことも含めまして、毎年改正をいたします地域防災計画の今回の改正案を本日以降御審議いただくわけでございます。
津市の防災計画は、ただ置いておくだけのものではなく、実際に使えるものにしようということで、東日本大震災の翌年からかなり大幅な改訂に取り組みました。24年度と25年度の2年間で約800近い項目について改訂をしたところでございます。災害対策基本法に書いてある通りではありますが、毎年必ず見直し、修正を行ってまいりました。本日も、すでに延べ96項目の修正案を作成していますが、今日をスタートに各機関、各組織でご覧いただき、こういったことも書いた方がよい或いは新しい状況に来ているから表現を改めた方がよいといった、様々な御意見を頂けるものと思っております。

ます。是非とも積極的な御意見をいただきまして、地域防災計画がより良いものとなるようお願い申し上げます。

司会（危機管理部長）

ありがとうございました。なお、本日の会議は、公開による開催としており、会議の開催及び結果につきましては、津市ホームページ等でその概要を公開させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

また、本日御説明させていただき修正案につきましては、本日御意見・御提案をいただくほか、お持ち帰りいただき、各機関の御意見等がございましたら、12月2日までに危機管理部へ御意見・御提案いただきたいと存じますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、本日の議題に入らせていただきたいと存じます。

議事の進行は、津市防災会議に関する条例第3条の規定により、会長であります津市長が行います。

市長、お願いいいたします。

会長（市長）

それでは、規定に基づき、私が議事進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いい申し上げます。

議題の（1）でございますが、津市地域防災計画の修正（案）について御審議いただきます。修正内容について、まず、事務局から御説明させていただき、その後、今の時点で御確認いただくべき事項又はすでにお気づきの御意見をいただいたうえで、お持ち帰りいただき、さらにご意見等をいただくことが可能だということを前提に、修正案についての説明をお聴き取りいただきたいと存じます。

それでは、事務局から説明してください。

事務局（危機管理課長）

危機管理部危機管理課長の長脇でございます。よろしくお願いいいたします。

只今から20分ほどお時間をいただきまして、津市地域防災計画平成28年度修正案の主な修正箇所について、お手元の資料に沿って御説明申し上げます。

なお、本修正案に対する御質問につきましては、説明終了後にお受けしたいと存じますので、よろしくお願いいいたします。

まず、修正案の説明に入らせていただく前に、配付資料の確認をお願いいいたします。

資料1-1：タイトル「津市地域防災計画の平成28年度修正について」A4縦の両面印刷3頁のものです。

資料1-2：タイトル「津市地域防災計画平成28年度修正に係る修正項目数一覧表」A4横綴じのものです。

資料2-1～4：タイトル「平成28年度津市地域防災計画の修正箇所一覧表」風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編の4種類で、A4横綴じのものです。

また、別紙といたしまして、タイトル「別紙1 香良洲地区防災計画」A3横の1頁のもの、タイトル「別紙2 丹生俣地区防災計画」A3横の1頁のものを配付させていただきました。

資料3：ファイル綴りのもので、背表紙に「津市地域防災計画平成28年度修正（案）」とあるものです。中にインデックスを付けて、「風水害等対策編」「震災対策編」「津波対策編」「資料編」を綴じ込んであります。

不備がございましたら、お申し出ください。

（資料不備のないことを確認後）

それでは、平成28年度修正案について、御説明いたします。

お手元の資料「資料1 津市地域防災計画の平成28年度修正について」をご覧ください。軽微な文言修正も含め本編の修正箇所が96項目と沢山ござ

ざいますので、この資料を基に「主な修正部分」について御説明させていただきます。適宜「資料3の風水害等対策編、震災対策編、津波対策編」の本編も御案内しながら進めさせていただきます。

なお、「資料2-1~4」につきましては、修正箇所の修正前、修正後を対比した資料でございますので、参考にご覧いただければと思います。

【修正内容の説明】

修正内容でございますが、本市におきましては、近年の大規模災害の教訓を反映させるなど、津市地域防災計画がより実践的なものとなるよう、徹底的な見直しを継続しています。

今年度においては、本年4月に発生した平成28年熊本地震において改めて浮き彫りとなった課題への対応、被災時の復旧・復興に係る指針、香良洲地区及び美杉町丹生俣地区の地区防災計画を津市地域防災計画へ位置付けたほか、昨年度に修正した避難対策の強化・充実等をより具体化するための修正を行い、取りまとめたものでございます。

今後、委員の皆様をはじめ、市民や関係機関の皆様から広くいただきます御意見・御提言を真摯に受け止め、更なる検討を加えるなど、津市地域防災計画をより実効性の高いものにしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本年度の具体的な修正内容について、資料に沿って御説明いたします。

「資料1」の「2 主な修正内容」をご覧ください。

「(1) 熊本地震における課題への対応」といたしましては、ア~ウの3項目でございます。

まず、「ア 業務継続計画（BCP）の策定」でございます。

本編の記述につきましては、「資料3 風水害対策編と震災対策編」に記載してございますが、震災対策編の68頁下段の「4 業務継続計画（BCP）の策定」をご覧ください。

業務継続計画につきましては、以前から策定を求められておりましたが、本市におきましては、各部・各課が、災害時に発生する業務についての各種マニュアルを作成しており、新たに計画を策定せず、当該マニュアルの充実を図っておりましたが、今回の熊本地震をうけ、職員が直接被災地に赴き自治体職員への意見を聞いたところ、人的・物的な制約を受けた状況下でも、継続すべき通常業務に対しての体制を整備しておく必要があるとのことから、本市におきましても、業務継続計画の策定に向け、準備を行っていくことといたしました。

計画内容といたしましては、内閣府が平成27年5月に策定した「市町村のための業務継続計画作成ガイドライン」に基づき、「ア 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制」から「カ 非常時優先業務の整理」までの事項について記載するとともに、その他必要事項についても記載していきます。

「資料1」にお戻りください。

次に、「2の(1)のイ 物資の供給システムの明確化」でございます。

本編の記載につきましては、「資料3 風水害対策編と震災対策編」に記載してございますが、震災対策編の124頁中段「2 物資の受け入れ及び配分」をご覧ください。

大規模災害の発生時には、市外・県外から大量の救援物資等が送られてまいります。被災地が必要とする物資を要請するのではなく、国等が必要であろうと考える物資を送ってくるプッシュ型支援では、荷捌き等に時間を要し、迅速に被災者の元へ届かないという事案が発生する恐れがあります。

これらプッシュ型支援に対応するため避難所等におけるニーズの把握、集

積、荷捌き、配分及び供給に関し必要事項を記載いたしました。

「資料1」にお戻りください。

次に、「2の(1)のウ 津市広域受援計画の策定」でございます。

本編の記載につきましては、「資料3 風水害対策編と震災対策編」に記載してございますが、震災対策編の75頁中段の「2 応援要請、受入体制の整備」をご覧ください。

大規模災害発生時には、多くの災害ボランティアの方が被災地を訪れます。ボランティアの方々の中には、被災現場での活動経験があり、初めて大規模災害を経験する自治体職員よりも対応に慣れていることから、独自の判断で行動するなどかえって、現場を混乱させる恐れがあります。

災害ボランティアや他の自治体から派遣された職員にどのような業務をしていただくか、また、指揮系統を明確にしておくことで、現場での混乱を未然に防ぎ、円滑、かつ効果的な被災者支援につなげることができますことから、津市広域受援計画の策定に向け、準備していく旨を記載いたしました。

「資料1」にお戻りください。

「2の(2) 津市災害復旧・復興対策の充実」でございます。

本編の記載につきましては、「資料3 風水害対策編と震災対策編」に記載してございますが、震災対策編の169頁をご覧ください。

本年3月に三重県は、速やかな復興作業が円滑に行われるよう、事前準備をしっかりとしておくことが必要との考えのもと「三重県復興指針」を策定しました。

本市におきましても、被災後、速やかに復興方針及び復興計画を策定し、迅速かつ計画的な復興を図ることができるよう、復興指針を記載しました。

指針の中身といたしましては、計画的復興に向けた体制整備といたしまして、非常時優先業務の継続などの行政機能の回復や、復興方針・計画の策定とその進行管理といった復興体制の整備、復興状況の把握と情報提供について記載しております。次に、住まいと暮らしの再建といたしまして、被災住宅の応急危険度判定や被害認定調査及びり災証明の発行に関する事項、応急仮設住宅の確保や民間賃貸住宅の借り上げなどについて記載しております。また、公共土木施設の復旧・復興について記載しております。

「資料1」にお戻りください。

「2の(3) 地区防災計画の津市地域防災計画への位置付け」でございます。

本編の記載につきましては、「資料3 風水害対策編、震災対策編及び資料編」に記載してございますが、震災対策編の12頁及び別途配布しております「別紙1 香良洲地区防災計画」「別紙2 丹生俣地区防災計画」をご覧ください。

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、地域の防災活動を促進するとともに、地域コミュニティにおける更なる共助の促進を図るため、市町の一定地区内の居住者等による、自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設され、市町の判断で地区防災計画を市町地域防災計画に規定するほか、地区居住者等が市町防災会議に対し、市町地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる仕組みが定められました。

本市におきましては、香良洲町の香良洲地区、美杉町の丹生俣地区がそれぞれの地域特性に応じた地区防災計画を作成し、昨日10月30日に開催されました「津市地区防災計画作成セミナー」におきまして、両地区から地域防災計画への記載について提案がございましたので、委員の皆様には、災害対策基本法第42条の2第3項の9「市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防

災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。」という規定に基づき、両計画の津市地域防災計画への位置付けについて、御審議いただきたいと思っております。

なお、各地区防災計画の中身でございますが、「ア 香良洲地区防災計画」につきましては、「高まる意識 つながる思い みんなが安全・安心に暮らせる 防災まちづくり」というキャッチフレーズを掲げ、地区の5つの課題と3つの取組方針を整理した計画となっております。

次に、「イ 丹生俣地区防災計画」の中身でございますが、丹生俣地区は、面積のほとんどが森林で、高齢化率も60%を超える過疎地域となっており、土砂災害発生時には孤立する恐れがあることから、「被災ゼロ 事前の準備が身を守る」というキャッチフレーズを掲げ、早期避難を中心とした4段階の避難と避難時の声かけ等のルールが定められております。

「資料1」にお戻りください。

「(4) 避難体制の強化・充実」といたしまして、ア～ウの3項目でございます。

まず、「ア 広域避難体制の整備」でございます。

本編の記載につきましては、「資料3 風水害対策編と震災対策編」に記載してございますが、震災対策編の61頁下段の「 広域避難体制の整備」をご覧ください。

地震や津波等の大規模災害発生時におきましては、沿岸部の住民が、高台にある避難所を目指して避難をしておりますことから、高台にある避難所だけでは収容することが困難となりますので、収容しきれない避難者を他の避難所へ移送するため、開設している避難所の状況把握等を迅速に行い、避難スペースを確保するとともに、遠方の避難所へ移送する場合に、三重県に移送を要請する旨を記載いたしました。

また、プライバシーの問題やペットを連れての避難などの点から、車中泊やテント泊など、多様な避難形態が発生しておりますことから、これら避難所外避難者の把握や健康管理、物資供給を容易にするため、車中泊やテント泊を行うための避難スペースを確保する旨を記載しました。

「資料1」にお戻りください。

次に、「イ 指定避難所の応急危険度判定の実施」でございます。

本編の記載につきましては、「資料3 震災対策編」の111頁下段の「3 指定避難所等に対する応急危険度判定の実施」をご覧ください。

これまで、被災建築物に対する応急危険度判定の実施につきましては、「三重県被災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、三重県を通じて建築関係団体へ、判定士の派遣を要請することとなっておりますことから、市に判定士が派遣されるまでに数日を要してしまう恐れがありました。そのため本年3月25日に、三重県建築士会津支部と「地震災害発生時における被災建築物応急危険度判定に関する協定」を締結し、震度6弱以上の地震が発生した場合には、市の派遣要請の有無にかかわらず、判定士が被災した指定避難所の応急危険度判定を行う体制を整備いたしました。

この協定に基づき、多くの避難者が集まる指定避難所を優先して応急危険度判定を実施し、三重県を通じて要請した判定士の受け入れが可能となった時点で、個人住宅の応急危険度判定に着手する旨を記載しました。

「資料1」にお戻りください。

次に、「ウ 避難場所の選定基準の明確化」でございます。

本編の記載につきましては、「資料3 風水害対策編、震災対策編及び津波対策編」に記載してございますが、津波対策編の10頁上段の「2 一時

的な避難体制の整備」をご覧ください。

指定緊急避難場所及び一時避難場所の指定に係る要件について改めて整理を行い、記載いたしました。

なお、「洪水」に係る一時避難場所の選定基準については「資料3 風水害等対策編」の74頁の下段に、「土砂」に関しては、同じく「資料3 風水害等対策編」の74頁下段から75頁の上段に、「地震」に関しては「資料3 震災対策編」の59頁の中段にそれぞれ記載しておりますので御確認ください。

【今後のスケジュール】

最後に、「3 今後のスケジュール」でございます。

只今御説明いたしました津市地域防災計画平成28年度修正案につきましては、防災会議委員の皆様から、この後の約1カ月間で御意見・御提案を賜りたいと存じます。

また、本年11月17日から12月16日までの30日間パブリックコメントにより、広く市民の皆様のお意見も募集いたします。

その後、いただきました意見に対する検討・修正を加え、予定では平成29年1月30日に改めて第2回津市防災会議を開催いたしまして、再度、皆様に御審議をいただき、本年度の修正案の決定をお願いしたいと考えております。

修正案の決定をいただきましたら、直ちに津市ホームページ等での公表及び三重県への報告を行うこととしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

会長（市長） はい。ありがとうございました。只今、平成28年度修正案の中身及び概要について説明がありました。4つの編に分かれていて箇所が飛び飛びでしたので、あちこち見ていただきながらの説明となりまして申し訳なく思っておりますが、大体のところはおわかりいただけたかと思えます。

では、この時点で、修正案でなくとも結構ですので、何か確認事項やお気付きになった点がありましたら、ご自由に御発言いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

高鶴委員 障がい者団体の高鶴でございます。

防災計画は、災害を防ぐというのが中心になってくると思いますが、熊本地震も現在起こっております鳥取地震も、本震と同規模の余震がずっと続いていますので、防災計画に書かれているような体制がきちんと取られていくのか。受入側の自治体の職員が、何を頼んだら良いかわからないということが、テレビでも報道されていまして、発災後にどのようにしたら良いのか、また南海トラフ地震は広範囲に及ぶ災害ですので、他地域からの協力を中々求められず、自助努力が必要だとよく言われるんですが、三重県は海岸沿いに多く民家があり、信号が止まって混乱するなど、内陸部へ避難しようとしても避難できない地区がたくさんあります。そういった地区に対してどのような対策をされるのかという点が一番心配していることです。

会長（市長） ありがとうございます。東日本大震災で津波というものを現実感じて以降、海岸部からの避難という点について議論がなされてきて、それなりに地域防災計画への書き込みが進んできたと思いますが、事務局、どうですか。

事務局（危機管理部次長） 只今の御意見に関しまして、津波からの避難に関し、車での避難も含め色々と検討しているところでございます。おっしゃるとおり、踏切のことであったり障害となる部分がございますので、現在は明確な案があるわけでは

ございませんが、引き続き検討させていただきたいと存じます。

畑中委員 三重大学の畑中でございます。津波避難の話が出ましたので、発言させていただきます。津波対策編の12頁を改めて読ませていただきましたが、津波避難ビル及び津波避難協力ビル指定推進のところ周知を行うと書いてあり、また、標識の設置や防災訓練の実施についても書かれており、要支援者名簿を活用した対策なども書かれていますが、垂直避難に関して、現在の状況はいかがでしょうか。東日本大震災後、津波避難ビル等の指定に関して津市は早くから取組を始め、避難スペースを確保されています。要支援者を含め、津波避難ビルの場所や実際に活用できるかといった訓練や周知の現在の状況を教えてください。

会長（市長） ありがとうございます。今年の総合防災訓練は11月13日に開催しますが、津波避難ビルへの避難訓練を地域の住民の皆さんにさせていただこうという計画もしております。事務局、どうですか。

事務局（危機管理部次長） 只今市長が申しあげましたように、今年度の総合防災訓練におきましては、橋南地区を中心に、沿岸部の皆様に南が丘の高台を目指して避難していただくという訓練を計画しています。その中で、避難行動要支援者の方々と、その避難場所まで避難できないということで、お近くの避難ビルに避難していただくといったことを、地域住民の皆様に周知しております。避難訓練を通じて、防災意識の高揚とともに、津波避難ビル及び津波避難避難ビル等の存在を認識していただけるようにしていきたいと考えております。

井ノ口委員 津商工会議所女性会の井ノ口です。私はペット関係の仕事もさせていただいておまして、先程の説明の中で、車中泊やテント泊のスペース確保のことについても触れていましたが、ペットを連れての避難と発災時のペットに関する対策はどのようにお考えでしょうか。

会長（市長） ありがとうございます。熊本地震においては、グランメッセ熊本や益城町の総合体育館のところに多くの車が駐車され、たくさんのペットを連れて避難者が居たという報道を觀まして、実際に我々もどうなるんだろうなと考えさせられましたので、現在どのように記載されているか、事務局から説明してください。

事務局（危機管理部次長） 資料3の震災対策編の136頁をご覧ください。ペットを連れて避難をされる方がたくさんいると予測されますので、現在の計画におきましては、避難所においてペットを飼育する場所を確保し、飼い主の責任で飼育すると計画に記載しております。熊本地震におきましても先進的な取組がなされておりましたので、現在計画に記載されていることが実際にできるかどうかという検証も含め、今後議論していく必要があると改めて認識したところでございます。また、大規模災害発生時には、飼い主が居なくなったペット等も考えられますので、そういったペット達の搜索・捕獲といったことも記載しておまして、その点も検証していきたいと考えております。

会長（市長） こちらの記載は、熊本地震以前から書かれているものですので、現在の私たちのままで良いのか、先ほど事務局が答えていたように、実際に可能かどうか非常に難しい分野です。今回、車中泊という新しい項目を追加しましたが、ペットを連れての避難と車中泊には関連が大いにあると思いますので、新たな記載方法や対策など、また改めて御意見等いただきたいと思います。

会長（市長） このほかどうでしょうか。
災害対策基本法が改正され、地区防災計画を作成したときには市の防災計画に書き込むことができることとなり、先程説明がありましたように香良洲地区と丹生俣地区がこれを作成し、今回、地区防災計画について新たに記載しました。本当はこの地区防災計画で書かれたこと、提言されたことから地域防災計画をこう改訂しようといったところまで持っていければ良いのですが、まだそこまでいってなくて、作成された地区防災計画を我々が受け止め、資料編へ載せましょうという案で今回出させていただいています。これらは自主防災協議会に大変お世話になっておりまして、津市自主防災協議会会長の渡邊さん、この点について何が御意見等ありますか。

渡邊委員 自主防災会の渡邊と申します。今年から自主防災会の会長をしておりますが、一番感じることは、津波その他災害が発生したときにどのように自助をするかということです。それをまた、市の方々が市民にどれだけ認識させるかが大切だと考えております。香良洲地区や丹生俣地区での取組が津市全域で行われれば素晴らしいことですが、地域によって防災に対する温度差がものすごくありまして、そこが課題だと考えております。

会長（市長） ありがとうございます。温度差があるということ、加えて地域の状況が全然違うということがあります。沿岸部では津波、山手では土砂災害など警戒する災害が異なってくるし、高齢者の方々の数など、様々な違いがあり、今回丹生俣で作られた防災計画を沿岸部に地区でそのまま使えるかと言えば使えないと思いますが、各地区がそれぞれの防災計画を作っていくことは非常に重要なことだと思います。昨日もこの地区防災計画の作成に係るセミナーを開催いたしまして、たくさんの方に学んでいただき、自分の地区でもなんとか進めたいというお話もいただきました。今回はこれらの計画を一旦位置付けて、今後、いくつか出てきた段階で市の地域防災計画とリンクさせた状態にしていきたいと思います。

会長（市長） ほかによろしいでしょうか。大体御意見等も出尽くしたようですので、まずは今の段階で、法律にも書かれていることでもございますので、地区防災計画の取扱についてお諮りしたいと思います。
香良洲地区と丹生俣地区から提案のありました地区防災計画について、今回はこのようなかたちで定めていくことに、御異議等ございませんか。
特に御異議等無いようですので、まずは地区防災計画を地域防災計画へ落とし込んでいくことにしたいと思います。

次に、今後ご提出いただきます御意見等について、事務局より説明をお願いします。

事務局（危機管理課長） 先程御説明申し上げました修正案につきまして、御意見等ございましたら、12月2日までに、事務局へご連絡いただきたいと思いますのでよろしくお願ひ申し上げます。

会長（市長） そのようにお願いしたいと思います。
以上で本日の議題は終了となりますが、このこと以外で、何か皆様から連絡事項等はございませんか。

高鶴委員 南海トラフ地震を念頭にこの防災計画を見てきましたけれども、先日、伊勢湾には活断層があり、南海トラフよりも大変なことになるという報道もありましたので、今後、活断層に関する対応も検討項目に挙げていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

事務局（危機管理部次長） ありがとうございます。活断層につきましても、これまで意識してきております。活断層による地震と南海トラフ地震で想定される震度は近いものがあり、耐震化等を進めていく、揺れに対しての対策を進めていくことが重要になります。加えて、南海トラフの場合は津波で広範囲が被災するため、特に力を入れて見直しを進めているという状況でありますので、御理解いただきたいと思います。

会長（市長） そのことについても重要なことと受け止め、今後さらに対策を進めてまいります。
ほかにございませんか。
無いようですので、その他の事項を終わらせていただきます。

会長（市長） 最後に一言お礼の御挨拶を申し上げます。
本日は大変熱心な御審議をいただき、また、適切なお指摘をいただき、ありがとうございます。そのうえ重ねてのお願いで恐縮でございますが、本日の資料をお持ち帰りいただき、改めてご覧いただき、御意見、御提案をいただき、防災会議全体としてより良いものを作り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。本日は長時間ありがとうございました。
それでは事務局、どうぞ。

事務局（危機管理課長） 本日は終始熱心な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。第2回津市防災会議の御案内をさせていただきます。次回は、平成29年1月30日（月）に開催を予定しており、詳細につきましては、改めて通知をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。
なお、本日お配りいたしました修正案のファイルを、第2回防災会議の資料として使用いたしますので、大変恐縮ではございますが、第2回会議の当日に御持参いただきますようお願い申し上げます。
それでは、以上を持ちまして、平成28年度第1回津市防災会議を終了いたします。お忙しい中ありがとうございました。